

北杜市まちづくり条例をここに公布する。

平成23年3月25日

北杜市長

北杜市条例第2号

北杜市まちづくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 まちづくりに関する施策等（第7条）
- 第3章 地区まちづくり（第8条—第16条）
- 第4章 建築計画に係る届出等（第17条）
- 第5章 開発事業等の手続
 - 第1節 開発事業の基本原則（第18条）
 - 第2節 開発事業の手続（第19条—第36条）
 - 第3節 大規模土地取引行為の届出等（第37条・第38条）
 - 第4節 大規模開発事業の手続（第39条—第44条）
- 第6章 雑則（第45条—第49条）
- 第7章 罰則（第50条・第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、北杜市のまちづくりについて、その基本理念を実現するための施策の策定、土地利用及び建築等に関する事項を定めることにより、秩序ある土地利用及び市民参加によるまちづくりを推進し、もって優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 秩序ある土地利用を推進することにより、健康で安心かつ心豊かに暮らせる住環境及び美しい景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 市民等 市の区域内に住所を有する者、市の区域内に事業所又は事務所を有する者及び市の区域内に土地又は建築物を所有する者をいう。
- (3) 土地の所有者等 市の区域内に土地若しくは建築物を所有する者又は市の

区域内の土地について建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者をいう。

- (4) 地区住民等 市の区域内の一定の地区に居住する者、当該地区に事業所又は事務所を有する者及び当該地区に係る土地の所有者等をいう。
 - (5) 地区まちづくり 地区住民等による土地利用、景観形成その他地区の実情に応じたまちづくりに関する計画及び基準（以下「地区まちづくり計画」という。）の策定並びに地区まちづくり計画の実現に向けた活動をいう。
 - (6) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
 - (7) 地区まちづくりルール 建築物や敷地の形態及び景観形成基準その他地区まちづくりの推進のためにその地区の実情に応じて定めた基準をいう。
 - (8) 工作物 鉄塔、金属柱、記念塔、広告塔その他これらに類するものをいう。
 - (9) 特定工作物 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物をいう。
 - (10) 建築行為等 建築物その他の工作物の新築、増築又は改築をいう。
 - (11) 開発事業 主として建築行為等又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を伴う事業又は工作物を土地に定着させ設置する事業をいう。
 - (12) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
 - (13) 公共施設 道路、公園、広場、緑地、上下水道、水路、消防の用に供する貯水施設その他公共の用に供する施設をいう。
 - (14) 事業者 開発事業及び建築行為等を行う者又は行わせる者をいう。
- （まちづくりの基本理念）

第3条 まちづくりは、これまでに築かれ、培われてきた市の優れた自然環境、美しい風景及び個性ある風土を重視し、これらの環境と共生するように行われなければならない。

2 まちづくりは、優れた自然環境や風景の中で、市民の求める安全で心豊かな暮らしと活動の場を守り育てることにより、全ての市民がより一層まちや里の魅力を享受することができ、市民誰もが共に暮らし、活動し続けることができるように行われなければならない。

3 まちづくりは、市民誰もがまちづくりに参加できるように、市民等、土地の所有者等及び事業者並びに市が力を合わせ、一体となって行われなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、前条に定めるまちづくりの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域の将来像を共有し、まちづくりに自ら積極的に参加するとともに、第1条の目的を達成するために市が行うまちづくりの施策に協力しなければ

ならない。

(土地の所有者等及び事業者の責務)

第5条 土地の所有者等は、市が行うまちづくりの施策に基づき土地を適正に管理し、利用しなければならない。

2 事業者は、開発事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、土地利用が地域全体に影響を及ぼすことを自覚し、良好な住環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が行うまちづくりの施策に協力しなければならない。

3 事業者は、良好な近隣住民との関係を形成することができるよう配慮するとともに、開発事業に係る紛争が生じたときは、自らその解決に努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、まちづくりの施策を策定し、計画的かつ総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項に規定するまちづくりの施策の策定及び実施に当たっては、市民等の主体的かつ積極的な参加を図るとともに、市民等と協力して取り組まなければならない。

3 市は、市の区域内において開発事業が行われるときは、これに関係する市民等、土地の所有者等及び事業者に対して、まちづくりを推進するために適切な調整をしなければならない。

第2章 まちづくりに関する施策等

(まちづくり計画の策定等)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため、土地利用の基本的な方針を定める計画として北杜市まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、まちづくり計画を策定しようとするときは、北杜市総合計画との整合を図らなければならない。

3 市長は、まちづくり計画を策定しようとするときは、あらかじめ、パブリックコメントの実施その他市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、まちづくり計画を策定しようとするときは、あらかじめ、北杜市まちづくり審議会条例（平成22年北杜市条例第10号）に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

5 市長は、まちづくり計画を策定したときは、その旨を告示し、公衆への縦覧のほか、当該まちづくり計画の周知のために必要な措置を講ずるものとする。

6 第2項から前項までの規定は、まちづくり計画の変更について準用する。

第3章 地区まちづくり

(地区まちづくり市民委員会)

第8条 地区住民等は、まちづくりの目的を共有する一定の区域において、地区まちづくり計画を策定し自ら実施するため、地区まちづくり市民委員会（以下「市民委員会」という。）を組織することができる。

2 地区住民等は、市民委員会を組織したときは、市長に対し、その認定を申請するものとする。

3 市民委員会の認定の基準について必要な事項は、規則で定める。

4 市長は、必要があると認めるときは、市民委員会に対し、活動内容の報告を求めることができる。

5 市長は、市民委員会が長期間活動を停止しているとき、その他規則で定める要件に該当したときは、市民委員会の認定を取り消すことができる。

(地区まちづくり計画)

第9条 地区まちづくり計画は、次に掲げるものとする。

(1) 市民委員会が市長に提案して認定された計画

(2) 市長が重点的に土地利用の調整を図る必要があると認める第13条に規定する地区で、当該地区住民等の同意を得て作成された計画

(地区まちづくり計画案の策定)

第10条 市民委員会は、次に掲げる要件を満たす地区まちづくり計画の案を策定したときは、市長に対し、当該計画の認定を申請することができる。

(1) その地区内における土地利用、建築物の建築、自然環境の保全及び景観形成のいずれかの方針を定めたものであること。

(2) まちづくり計画、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき定められた北杜市景観計画及び市が行うまちづくりの施策に適合したものであること。

(3) その案に地区まちづくりルールを定めている場合は、対象地区における建築行為等に関する合理的なルールであること。

(4) 地区住民等の同意について、規則で定める基準以上の同意があること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(地区まちづくり計画の認定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該地区まちづくり計画の案が、同条各号に規定する要件に適合していると認めるときは、地区まちづくり計画として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、地区まちづくり計画の認定に際し、地区住民等に対する周知が必要であると認めるときは、当該市民委員会に対し、説明会の開催その他必要な措置を

講ずるよう要請することができる。

4 市長は、第1項の規定により地区まちづくり計画として認定したときは、速やかに当該市民委員会に通知するとともに、当該計画を公表しなければならない。

5 市長は、地区まちづくり計画として認定しないときは、速やかにその旨を理由を付して、当該市民委員会に通知しなければならない。

(地区まちづくり計画の変更)

第12条 市民委員会は、市長に対し、地区まちづくり計画の変更を申請することができる。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(まちづくり調整地区の指定等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地区において、土地利用の調整を目的としたまちづくりを重点的に推進する必要があると認めるときは、当該地区をまちづくり調整地区（以下この条及び次条において「調整地区」という。）として指定することができる。

(1) まちづくり計画において重点的な土地利用の調整が必要とされている地区

(2) 公共施設又は公益施設の整備に併せて総合的なまちづくりが必要と認められる地区

2 市長は、調整地区の指定に当たっては、当該地区の地区住民等の意見を反映させるため、説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、調整地区を指定したときは、その旨を公表しなければならない。

4 前2項の規定は、調整地区の指定の変更について準用する。

(調整地区における市民組織)

第14条 市長は、調整地区を指定しようとするときは、地区住民等と協働による地区まちづくりを推進するため、当該調整地区に対し、市民委員会の設置に努めるよう要請するものとする。

(開発事業における地区まちづくり計画の尊重等)

第15条 事業者は、地区まちづくり計画が定められた地区内において開発事業を行うときは、当該地区まちづくり計画の内容を尊重しなければならない。

2 前項に規定する場合において、市長は、当該事業者に対し、当該地区まちづくり計画を遵守するよう指導しなければならない。

(協定の締結)

第16条 市長は、次に掲げる事項について、市民委員会と協定を締結することができる。

(1) 地区まちづくり計画の実施に関する事項

(2) 地区まちづくり計画が定められた地区内における土地利用の規制及び管理に関する事項

- (3) 地区まちづくり計画が定められた地区内における景観形成に関する事項
- (4) 地区まちづくり計画が定められた地区内において行うまちづくりに関する事業の調整に関する事項

第4章 建築計画に係る届出等

第17条 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第15条第1項に規定する工事の届出を行おうとする者は、これらに係る計画の概要について、当該申請又は届出を行う前に市長に届け出なければならない。当該届出事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定める建築物の形態等の基準との適合性について審査し、その結果をその者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、まちづくり計画及び当該地区の地区まちづくり計画（以下「まちづくり計画等」という。）と整合した良好なまちづくりを推進するために必要と認めたときは、規則で定める建築物の形態等の基準を遵守するよう指導し、又は勧告することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第1項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、当該行為について市長と協議しなければならない。

第5章 開発事業等の手続

第1節 開発事業の基本原則

（まちづくり計画等への適合）

第18条 開発事業は、関係法令及びまちづくり計画等の内容に適合するものでなければならない。

- 2 事業者は、市の特性である森林、清流、湧水その他の自然環境及び良好な景観の保全に努めなければならない。

第2節 開発事業の手続

（適用対象事業）

第19条 次条から第36条までの規定は、開発事業のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の一団の土地に係る開発事業。ただし、市長が必要と認める場合には、1,000平方メートル未満の一団の土地に係るものであっても適用することができる。
- (2) 工作物で高さ15メートル以上のものを供するために必要な開発事業

- 2 前項の規定は、開発事業の変更の場合であって、その変更後の当該面積又は高さが同項各号に該当するものについても、これを適用する。

（適用除外）

第20条 前条の規定は、次に掲げる事業については適用しない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）等及びこれらに基づく政令等により行われるもの
- (2) 都市計画法第29条第2項第1号に規定する農業、林業又は漁業の用に供する目的で行うもの
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- (4) 開発事業で国の関係機関及び地方公共団体が行うもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上必要な行為で市長が認めるもの
(市長との協議)

第21条 事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業の計画について、あらかじめ、市長と協議し、その同意を得なければならない。同意を得た後における計画の変更についても、また同様とする。

2 前項の規定による協議をしようとする者は、市長に開発計画協議申出書の提出をしなければならない。

(近隣関係者等への説明)

第22条 事業者は、前条の開発事業の計画の内容等について、当該開発事業に係る近隣関係者に周知するとともに、その意見を聴くものとする。

2 事業者は、開発区域の周辺住民に前条の開発事業の計画の内容を周知するため、当該開発区域の存する行政区（以下この条及び第41条において「関係行政区」という。）に対し、説明会等を開催し周知するとともに、その意見を聴くものとする。

3 事業者は、当該開発事業を施行する場合においては、前2項の規定による近隣関係者及び関係行政区等の意見を尊重するものとする。

4 事業者は、関係行政区等と協定を締結した場合においては、その協定の内容等について市長に報告しなければならない。

(近隣関係者の範囲)

第23条 前条の近隣関係者の範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 開発区域に隣接する土地（3メートル未満の水路若しくは5メートル未満の道路を挟む隣接地を含む。）又は家屋の所有者及びその居住者
- (2) 開発事業による排水により著しい影響を受けると認められる者
- (3) 工作物からの高さの2倍の範囲内にある土地又は家屋の所有者及びその居住者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に影響を受けると認めるもの
(土地利用審議会等)

第24条 市長は、開発事業に関する事項について審議させるため、北杜市土地利

用審議会（以下「土地利用審議会」という。）及び庁内開発行為審査会（以下「開発行為審査会」という。）を置く。

2 土地利用審議会及び開発行為審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（開発事業の同意）

第25条 市長は、開発事業の同意を行おうとするときは、土地利用審議会及び開発行為審査会の審議の結果並びに次に掲げる事項を勘案して行うものとする。

- （1） 開発区域内の道路、広場その他公共施設又は公益的施設が災害の防止、通行の安全その他の健全な生活環境の確保に支障のないような構造及び規模若しくは能力で適正に配置され、又は配慮されるように措置されていること。
- （2） 開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設が当該開発事業の目的及び規模に照らして、災害の防止、通行の安全その他の健全な生活環境の確保に支障のないような構造及び規模若しくは能力で適正に配置され、又は配慮されるように措置されていること。
- （3） 開発区域及びその周辺地域において排水路その他の排水施設が^{いつ}溢水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適正に配置されるように措置されていること。
- （4） 擁壁ががけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じないように設置され、又は措置されていること。
- （5） 開発区域において将来想定される需要に応じられる量の用水確保の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造及び能力で適正に配置されていること。
- （6） 開発区域の周辺地域に騒音、日照等公害のおそれのないよう適正に措置されていること。
- （7） 埋蔵文化財、天然記念物、自然環境等の保全及び景観形成に配慮したものであること。
- （8） 事業主の資力及び信用、土地の性状等から判断して、当該開発事業の遂行が不可能でないこと。

2 前項各号に掲げる同意の基準の適用について必要な開発事業の設計基準は、規則で定める。

3 市長は、開発事業の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を事業者に通知しなければならない。同意をしなかったときも、また同様とする。

（開発協定）

第26条 事業者は、開発事業に起因する災害等を未然に防止するため、公共施設の整備及び維持管理、環境の保全、公害及び災害の防止等に関する事項について、これらの履行の確保も含め、あらかじめ、市長と協定を締結するものとする。

(工事の着手)

第27条 事業者は、第25条第3項の規定による同意の通知を受けた後でなければ、開発事業に関する工事に着手することができない。

(届出)

第28条 第25条第3項の規定による同意を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 開発事業に関する工事に着手しようとするとき、及びその工事が完了したとき。
- (2) 開発事業に関する工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 開発事業に関する工事を2月以上休止し、及びその工事を再開しようとするとき。
- (4) 開発事業に関する工事の施工者を変更するとき。
- (5) 開発事業に関する工事を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) 譲渡、相続その他の理由により同意に係る開発事業を承継したとき。

(工事の完了検査)

第29条 市長は、事業者から当該開発事業が完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、開発事業の同意の内容との適合性について検査し、その同意の内容と適合していると認めるときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(同意の失効)

第30条 事業者が当該開発事業に関する工事を廃止したとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、その同意の効力は失うものとする。ただし、市長が特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第25条第3項の規定による同意を受けた日から2年を経過しても工事に着手しないとき。
- (2) 第25条第3項の規定による同意を受けた日から5年を経過しても工事が完了しないとき。

(同意の取消し)

第31条 市長は、虚偽その他不正の手段により同意を受けた者に対しては、その同意を取り消すことができる。

(措置命令)

第32条 市長は、その同意を受けていない工事若しくは同意の内容に適合していない工事を施行させ、又は施行している事業者若しくは工事の施行者に対して、当該工事の停止、原状回復その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、事業者が工事を中止し、又は廃止しようとするときは、当該工事の中止又は廃止の後において生ずると予測される災害を防止し、かつ、当該工事によって開発区域周辺の土地利用に支障を及ぼさないように必要な措置を講ずるよう

命ずることができる。

(措置の届出)

第33条 前条の規定による命令を受けた者は、当該命令に基づく措置を講じたときは、速やかにその旨の届出をし、その検査を受けなければならない。

(勧告等)

第34条 市長は、事業者その他関係者に対し、この節の規定の施行のため必要な限度において、開発事業の実施状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告することができる。

(立入検査)

第35条 市長は、この節の規定の施行のため必要な限度において、その職員に、開発区域内の土地に立ち入らせて工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公共施設の譲渡)

第36条 事業者は、開発事業によって必要となる公共施設を市に譲渡しようとする場合は、市と協議の上無償で譲渡するものとする。

第3節 大規模土地取引行為の届出等

(大規模土地取引行為の届出)

第37条 市の区域内の一団の土地で面積が10,000平方メートル以上のものに関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条において「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。）を行う契約（予約を含む。以下この条及び次条において「大規模土地取引行為」という。）を締結し、当該土地に関する権利を移転又は設定をしようとする者は、当該大規模土地取引行為を締結する日の3月前までに、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、当事者の一方又は双方が、国の関係機関又は地方公共団体である場合は、この限りでない。

(大規模土地取引行為の届出に対する助言)

第38条 市長は、前条の規定による届出があったときは、まちづくり計画等に照らし、当該届出に係る内容について助言を行うことができる。

第4節 大規模開発事業の手続

(開発事業構想の届出等)

第39条 次の各号のいずれかに該当する開発事業（以下この節において「大規模開発事業」という。）を行おうとする者は、第21条の規定による協議を開始する前に、当該大規模開発事業に係る構想（以下この条、次条及び第41条において「開発事業構想」という。）を市長に届出をし、この節に規定する手続を完了しなければならない。

- (1) 開発区域の面積が10,000平方メートル以上の開発事業
- (2) 店舗面積の合計が3,000平方メートル以上の開発事業
- (3) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の規則で定める施設の建設を目的とする開発事業

(開発事業構想に対する指導又は助言)

第40条 市長は、前条の規定による開発事業構想の届出があった場合において、当該開発事業構想がまちづくり計画等に適合していないと認めるときは、その事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(開発事業構想の公開等)

第41条 市長は、開発事業構想の届出があったときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該開発事業構想の届出の写しを当該公告の日の翌日から起算して21日間は公衆への縦覧に供するものとする。

2 大規模開発事業者（第39条に規定する開発事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する期間内に、開発事業構想等の内容を周知するため近隣関係者及び関係行政区等に対し説明会を開催しなければならない。

3 大規模開発事業者は、前項に規定する説明会を開催したときは、開催日の翌日から起算して7日以内に、当該説明会の結果を市長に報告しなければならない。

(大規模開発事業に対する意見書の提出)

第42条 市民等は、前条第1項に規定する縦覧期間が満了する日までに、市長に対し、良好なまちづくりを推進する観点から大規模開発事業に関する意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、速やかに、当該意見書の写しを大規模開発事業者に送付しなければならない。

(大規模開発事業に関する意見書に対する見解書の提出)

第43条 大規模開発事業者は、前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、受けた日の翌日から起算して7日以内に、これに対する見解書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により見解書が提出されたときは、速やかに、その旨を公告するとともに、当該見解書及び大規模開発事業者に送付した意見書の写しを当該公告の日の翌日から起算して14日間は公衆への縦覧に供しなければならない。

(見解書の説明等)

第44条 市長は、第41条第3項の規定による報告、第42条第1項の意見書及び前条第1項の見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、大規模開発事業者に対し、当該見解書に係る説明会の開催その他必要な措置を講ずるよう求めることができる。この場合において、当該措置の終了後の取扱いについては、

第41条第3項の規定を準用する。

第6章 雑則

(まちづくりアドバイザー)

第45条 市長は、市のまちづくりを推進するため、技術的な指導及び助言を行うまちづくりアドバイザー（以下この条及び次条において「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーの派遣等について必要な事項は、規則で定める。

(まちづくりの支援)

第46条 市長は、市民等及び市民委員会が行うまちづくりを推進するため、アドバイザーの派遣その他まちづくりに関する支援を行うことができる。

(表彰)

第47条 市長は、基本理念にのっとり、市のまちづくりに著しく貢献したと認められる個人又は団体を表彰することができる。

(公表)

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした事業者について、当該事業者の氏名及びその内容（以下この条において「氏名等」という。）を公表することができる。

- (1) 第17条第1項又は第28条の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 第17条第3項の規定による市長の指導又は勧告に従わなかったとき。
- (3) 第21条第1項の規定による協議をしなかったとき。
- (4) 第26条の協定の締結又は遵守をしなかったとき。
- (5) 第27条の規定による同意の通知を受ける前に工事に着手したとき。
- (6) 第29条の規定による市長の検査を拒否し、又は妨げたとき。
- (7) 第30条の規定による同意の失効に従わなかったとき。
- (8) 第31条の規定による同意の取消しに従わなかったとき。
- (9) 第32条の規定による措置命令に従わなかったとき。
- (10) 第34条の規定による実施状況の報告を怠り、又は拒否したとき。
- (11) 第4章及び第5章に規定する申請、届出又は報告を必要とする事項について、虚偽の申請、届出又は報告をしたとき。

2 市長は、前項の規定により事業者の氏名等を公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者の意見を聴く機会を設ける等必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条の規定に違反して開発事業としての土地の区画形質の変更を行った者
- (2) 第29条の規定による工事の完了検査又は第35条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (3) 第32条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第28条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第34条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(両罰規定)

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
(北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例の廃止)
- 2 北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例(平成16年北杜市条例第228号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。